

島本町教育委員会 会議録（平成30年第3回 定例会）

日 時	平成30年3月2日（金） 午後2時～午後2時30分
場 所	島本町役場 委員会室
出 席 者	岡本教育長、中川委員、高岡委員、藤田委員 北河部長、川畑次長 （教育総務課）三浦課長、森山主査、奥田主査 （教育推進課）川口課長 （子育て支援課）齊藤課長 （生涯学習課）南田課長、大柴主幹
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	西山委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第 8 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正について 第 9 号議案 島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について 第 10号議案 教職員（一般職）人事について
議 決 事 項	第8号議案、第9号議案、第10号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者3名

教育長

本日、西山委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。

定足数を満たしておりますので、平成30年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、中川委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は中川委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

それでは、第8号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第8号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

始めに、議案資料の7ページをご覧ください。

改正理由でございます。

幼稚園保育料の額につきましては、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まったことにより、それまで、所得によらず一律であったものから、所得に応じて区分化されたものになりました。

しかしながら、すぐに本格施行した場合、世帯によっては保育料が一気に3倍近くになるところも出てくるので、この急激な負担の増加を緩和するため、平成27年度から平成29年度までの3年間の予定で、段階的に保育料を改定しておりました。

そして、平成30年度からは予定どおり、全ての階層について条例で定めております本来の保育料額を適用するため、所要の改正を行うものでございます。

これにより、経過措置の対象であった第6階層から第10階層までの保育料額も本格施行されることとなります。

次に、資料5ページの新旧対照表をご覧ください。

改正内容としましては、利用者負担額に関する経過措置について定

める第3条を削除するものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日です。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

7ページの一番右がこれから本格施行の金額になると思うのですが、私なりに調べたのですが、山崎幼稚園は月額2万6千円で町の補助が2千円となっています。

町立幼稚園の支払階層の分布を教えてください。

子育て支援課長

今年度の5月1日付けの人数で言いますと、167人いまして、第6階層は28名で13.5%、第7階層は70名で33.7%、第8階層は25名で12%、第9階層は13名で6.3%、第10階層は8名で3.8%です。

第6階層から第10階層で約80%の方が属しています。

教育長

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

続きまして、第9号議案「島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第9号議案「島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

始めに、議案資料の1ページをご覧ください。

改正理由でございます。

現在、第二学童保育室の新棟及び第四学童保育室の保育室の整備を行っており、これに伴い、これら2つの学童保育室の定員を改めるものでございます。

次に、資料5ページの新旧対照表をご覧ください。

改正内容としましては、第二学童保育室の定員を152人から185人に、第四学童保育室の定員を134人から213人に増員とするものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日です。

なお、現時点での申込数は、いずれの学童保育室も改正後の定員以内であります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

3点お聞きしたいことがあります。1点目は具体的に何名の方が学童保育を希望しているか。

また、職員を確保できているのか。

2点目は学童保育を希望している人の中に、障害を持ったお子さんがいらっしゃるか。

3点目は部屋の広さに、ゆとりはあるかを教えてください。

子育て支援課長

2月23日時点で、第一学童保育室が90名、第二学童保育室が147名、第三学童保育室が76名、第四学童保育室が169名の合計482名の方が希望されています。

希望者の中には、障害を持ったお子さんもいらっしゃいます。

職員体制については、採用事務を進めていますが、現時点で指導員の欠員が3名となっております。

現在も採用事務を進めていまして、電話でのお問合せもありましたので、採用を進めていきたいと考えています。

委員

部屋の広さについては、1人当たり何㎡ですか。

子育て支援課長

基準としては1人当たり1.65㎡となっております。基準を遵守した上で定員増としたものです。

教育こども部次長

国のガイドラインの1.65㎡を遵守していて、ハード整備も進めており、現在広い状態で学童保育室の体制を取ることができています。

委員 4月1日から使用することになるとと思いますが、稼働は可能でしょうか。

子育て支援課長 はい、可能となっております。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

委員 これからマンションの増加に伴い学童の利用がより必要となり、広さも必要となると思いますが、しっかりと子供を見守れる体制づくりをしていただきたいと思います。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第10号議案につきましては、人事案件であることから、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、秘密会とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(傍聴者及び一部事務局職員退室)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第10号議案「教職員(一般職)人事について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長 [教職員(一般職)人事について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長 他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(一部事務局職員入室)

教育長 以上をもちまして、本日の議事は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成30年第3回教育委員会定例会を閉会いた
します。